

綾瀬市教育委員会会議録

令和7年10月定例会

令和7年10月21日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅	君									
教	育	長	職	務	代	理	者	田	中	恵	吾	君		
委							員	亀	ヶ	谷	由	美	子	君
委							員	齊	藤	隆	訓	君		
委							員	林	紀	美	子	君		

事務局職員

教	育	部	長	大	矢	博	之	君					
教	育	總	務	課	長	三	田	哲	郎	君			
参	事	兼	学校	教	育	課	長	山	上	貴	司	君	
学校	給	食	セン	タ	ー	所	長	比	留	川	晋	一	君
参	事	兼	教育	指	導	課	長	春	木	純	子	君	
参	事	兼	教育	研	究	所	長	渡	邊	倫	康	君	

書記

教育	總	務	課	總	務	担当	主	幹	關	洋	平	
教育	總	務	課	總	務	担当	主任	主事	野	尻	裕	一

令和 7 年綾瀬市教育委員会会議 10 月定例会議事日程

令和 7 年 10 月 21 日 (火) 午後 1 時 30 分開議

日程第 1		会議録署名委員の指名について
-------	--	----------------

議案

日程第 2	第 27 号議案	令和 8 年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針について
日程第 3	第 28 号議案	綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (案) について
日程第 4	第 29 号議案	綾瀬市総合教育支援センター条例 (案) について

報告

日程第 5	第 9 号報告	令和 7 年度第 2 回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校 (学級) 指定の報告について
-------	---------	--------------------------------------------------------------

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出はございませんが、会議途中で傍聴の希望があつた場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議10月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、林委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第3 第28号議案 綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について」及び「日程第4 第29号議案 綾瀬市総合教育支援センター条例（案）について」は、綾瀬市議会12月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、また、「日程第5 第9号報告 令和7年度第2回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第3号の規定により、それぞれ非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本3件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第28号議案、第29号議案及び第9号報告は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第27号議案 令和8年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第27号議案「令和8年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針について」、御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

提案理由につきましては、教職員の適正配置と円滑な人事交流が図られるよう、「人事異動基本方針」を定めるため、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、提案するものでございます。

4ページを御覧ください。

「令和8年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針」でございます。

方針の内容は、1の「人事異動の重点」では、教職員の年齢・経験年数等の均衡保持に努め、人事が停滞することがないよう、活性化に努めることを掲げております。

2の「人事異動実施基準」では、（1）の「配置換え」で、新採用時より現任校で勤続3年を超える者、及び2校以上勤務し現任校で勤続6年を超える者は、原則として異動の対象とし、特に現任校で勤続10年を超える者については、積極的に異動を行うこととしております。

また、ウのとおり、定年退職までの期間が短い者であっても、再任用後も現任校に継続して勤務する可能性がありますことから、配置換えを行うことがあるとしております。

（2）から（4）までは、校種間の異動、採用、退職についての基準でございます。

（5）は昇任でございますが、校長、教頭への昇任は学校種別にとらわれず、新進気鋭にして、見識、能力、勤務成績、健康度など、優秀な者を任用するものとしております。

（6）は人事交流、（7）は勧奨退職、（8）は臨時の任用教職員・任期付教職員・非常勤教職員の任用、（9）は再任用について、それぞれ定めたものでございます。

参考資料として、議案資料の2ページに県の人事異動方針を、3ページに県央教育事務所管内的人事交流実施要領を添付させていただいております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第27号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

5ページの5番、イになりますが、教頭候補者選考試験とありますが、これは毎年何名ほどが受けて、どのくらいの合格率があるのかということを教えていただきたいのと、あともう1点なんですか、7番の勧奨退職とありますが、これはどのようなものなのか、仕組みについてを教え

てください。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

最初の御質問ですが、令和7年度は3名受験をしています。結果については11月下旬に開示される予定です。

令和6年度も同様に3名の方受験し合格をいただいています。

2つ目の勧奨退職でございますが、市町村立学校県費負担教職員勧奨退職実施要綱というもののがございます。

令和8年3月31日において、教職員として勤続25年以上かつ年齢が50歳以上60歳未満の方のうち、特に後進に道を譲るというような形で退職を希望している方が対象になり、勧奨退職が行われるような形になります。

この要領を学校に配布し、希望者を募るような形になっております。以上になります。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

基本方針については基本的に賛成ですが、実施基準について質問をさせていただきたいと思います。

2校以上勤務し6年を超える者については異動の対象とし、特に現任校で勤続10年を超える者については、積極的に異動を行うと記載されています。

産休や育休など、なかなか難しい部分もあると推測できますが、現在の6年以上と10年以上の方の人数について教えていただけないでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

小学校で6年を超える教職員は、教諭、総括教諭、事務も含めて52名います。

そのうち10年を超えるものは3名となっております。

中学校は6年以上が21名、10年以上の者はおりません。以上になります。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

(質疑等の有無確認)

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第27号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これより非公開審議に入りますが、本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。

「日程第3 第28号議案 綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に關し説明を求めます。教育部長、お願ひいたします。

○教育総務部長（大矢博之君）

それでは、「第28号議案 綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について」、御説明いたします。

秘密会議案書の3ページを御覧ください。

提案理由でございますが、綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について、綾瀬市議会12月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

改正の内容につきましては、秘密会議案資料の2ページを御覧ください。

1の概要でございますが、現在教育委員会の附属機関として設置されております「綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会」の名称を「綾瀬市教育支援委員会」に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の理由といたしましては、現在、特別支援教育における支援的アプローチの重要性、包括的・継続的な支援体制の必要性が高まっていることから、委員会の名称を改めることにより「障がいのある児童・生徒の就学について指導・決定する」という従来の役割から、「障がいの

有無にかかわらず、児童・生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じて、就学先の決定をするとともに、就学後の一貫した支援についても助言を行う」という意識への転換を図るためでございます。

それでは、条例（案）の内容につきましては、4ページ・5ページの新旧対照表を御覧ください。

右側が現行の内容、左側が改正案となっております。

右側の現行の欄でございますが、附属機関の名称は「綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会」、設置目的は「心身障害児童・生徒の適正な就学指導に関する事項」となっております。

左側の改正案では、名称を「綾瀬市教育支援委員会」、設置目的を「障害等により配慮を必要とする児童及び生徒の教育支援に関する事項」と改めるものでございます。

恐れ入りますが、秘密会議案書の4ページを御覧ください。

この条例の施行日でございますが、中段の「附則」第1項に記載のとおり、令和8年5月1日としております。

これは、現任の委員の任期が4月30日で満了するためでございます。

次に附則の第2項ですが、附属機関の委員の報酬等について規定している「綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」についても、同委員会に係る名称の表記を改める必要があることから、附則の中で規定するものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第28号議案に関しまして、質疑等ございましたらお願ひいたします。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第28号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第29号議案 綾瀬市総合教育支援センター条例（案）について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第29号議案 綾瀬市総合教育支援センター条例（案）について」、御説明いたします。

秘密会議案書の6ページを御覧ください。

提案理由でございますが、綾瀬市総合教育支援センター条例（案）について、綾瀬市議会12月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

条例（案）につきましては、秘密会議案資料の7ページを御覧ください。

1の概要でございますが、綾瀬市総合教育支援センターを設置するため、その管理等に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

2の条例制定の理由でございますが、特別な配慮を必要とする児童及び生徒への支援が喫緊の課題となっていることから、課題に総合的に対応できる支援体制を確立し、支援の充実を図るために「綾瀬市総合教育支援センター」を新たに設置するものでございます。

この総合教育支援センターは、教育機関として位置付けられるため、設置に際しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、新たに条例を制定するものでございます。

3の条例の骨子としましては、第3条に教育支援センターで行う事業として、不登校児童・生徒の教育支援に関すること、教育相談に関すること、障害等により配慮を要する児童・生徒の教育支援等について定めてまいります。

第4条では、運営にあたっては関係機関と密接に連携する旨、第6条では利用の制限について、第8条では損害賠償について定めてまいります。

次に、4の施行日でございますが、令和8年4月1日としております。

次に、8ページを御覧ください。

「5 その他」（2）に記載のとおり、本条例の制定にあわせて、関連する規則等を整理してまいります。

9ページを御覧ください。

参考に、「綾瀬市総合教育支援センター条例施行規則」の現段階の案を掲載しております。

こちらにつきましては、改めて教育委員会会議に付議させていただき、御審議いただいくこと

を考えております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第29号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

2点あります。第2条に「児童及び生徒並びに青少年」とありますが、青少年の定義がどのようなものか教えてください。

もう1点は、第3条の「センターで実施する事業」の中に「青少年」という文言が一言も入っておらず、足した方がいいのではないかと思いますが、どのような考えがあるのか教えていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

まず青少年の定義でございますが、児童青少年支援課で「中学校卒業から39歳まで」と規定しております。

総合教育支援センター条例の中に青少年の規定がないことにつきましては、先ほど申しました児童青少年支援課で所管している青少年相談室の条例がございます。

そちら青少年の規定がございますので今回の支援センター条例の中には含めない形で整理しております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

青少年相談室というのは総合教育支援センターの中には入らないという認識でよろしいでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

青少年相談室の機能は総合教育支援センターの中に入ることになります。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

○委員（齊藤隆訓君）

つながるような規定にしたほうがいいのかなとも思いますが、流れとしてはわかりました。

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

林委員。

○委員（林紀美子君）

私は児童・生徒の定義についてお聞きしたいです。小学生からなのか、幼稚園や保育園も含むのでしょうか。

また、児童の定義が小学生以上ということであれば、幼稚園、保育園、認定こども園の子は総合教育支援センターの対象にはならないのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

まず、言葉の定義では、児童は小学生、生徒は中学生を想定しております。

対象については、幼稚園や保育園の、いわゆる未就学児と呼ばれる子どもたちは、基本的にセンターの対象ではございません。

ただし、小学校に入学するに当たっての困り事などについてはこちらで相談を受ける形で整理しております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

林委員。

○委員（林紀美子君）

未就学児が相談できる場所はありますか。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

保健福祉プラザのこども家庭センターで相談を受けるような形になります。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

これまで協議会などで議論されてきたセンターの愛称について、現状と今後の方向性をお伺いしたいと思います。いかがですか。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

さまざま御意見をいただいた中で、愛称を設定する方向性で今議論をしております。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

今の状況についてもう少し詳しくお伺いできますか。

私が調べたところでは条例の中には入れない形になっているようですが、海老名市では条例に含めているようです。

議会や市民に突然公表するわけにもいかないと思いますので、現状と今後の方向について、例えば3月ぐらいまでにアンケートを実施するとか、来年度に一部改正を予定しているとか、そのような点でお考えがあれば教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

愛称の条例上の整理では、条例を所管する文書法務課等と色々な調整をした中で、特に条例の中で規定せずとも問題はないと整理しましたので、今回御審議いただいている条例（案）の中には含めておりません。

今後のスケジュールについては、今、市の戦略担当補佐の方から愛称についてのアイデアや今後の決め方についてアドバイスをいただいております。

そういった中では、年内を目途にある程度案を整えて、学校等に御意見をいただきながら、総合教育支援センターの開設までには決定したいと考えております。

ただ、あくまでも予定ということで、進めていく中では変更等あろうかと思いますが、そのような方向性で動いております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

良い方向で進んでいると受け止めました。事務局の皆さんも大変だと思いますが、親しみを持

っていただくためには愛称が大切だと思いますのでよろしくお願いします。

年内と説明がありましたが12月ということですね。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

最終的に決定するのは開設までという認識です。

愛称の方向性や幾つかの具体案を12月までにまとめていきたいと思っております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ぜひ、何かお手伝いできる部分があれば教えてください。皆さんも同じ考えだと思います。

よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第29号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

（関係者以外の退席）

非公開の審議

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議10月定例会を閉会いたします。

午後2時49分 閉会